

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、介護保険関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>山口市における介護保険関係事務は、以下の「介護保険関連業務(資格・賦課・給付)【介護保険課】」、「介護保険料収納関連業務【収納課管理担当】」、「介護保険料滞納整理関連業務【収納課収納担当】」に分かれ事務を行っている。</p> <p>【概要】 介護保険制度は、介護を要する状態となっても、その人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、真に必要な介護保険サービスを選び利用することにより、高齢者本人の生活の質の向上を図るため、社会全体で支え合う制度として平成12年4月から実施されました。 今後更なる増加が見込まれる高齢者の地域における暮らしを支えるために、平成27年度の制度改革では、高度急性期医療から在宅医療・介護、さらには生活支援まで、一連のサービスを地域において切れ目なく総合的に確保するため、「医療提供体制の見直し」と「地域包括ケアシステムの構築に向けた見直し」が一体的に行われます。 介護保険制度における具体的な対応としては、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実などを市町村が行う地域支援事業に位置づけるとともに、要支援者の多様なニーズに対応するため、従来、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、市町村が行う地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)に移行することになります。 山口市におきましても、山口市に暮らすすべての高齢者が安心して自分らしく元気でいきいきした生涯現役を目指し、介護が必要な状態になっても、安心して暮らし続けられるまちづくりを推進するため、地域の支えあいや多様なニーズに応じた支援体制を整備することとしており、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しています。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 介護保険関連業務(資格・賦課・給付)【介護保険課】</p> <p>①被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得および、死亡、転出等による資格の喪失などを管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。</p> <p>②保険料の賦課 被保険者の所得等に応じて保険料の賦課等を行う。</p> <p>③要介護(要支援)認定等 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。</p> <p>④保険給付 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。</p> <p>⑤保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では「⑤保険者事務共同処理業務」を山口県国民健康保険団体連合会(山口県国保連合会)に委託して事務を実施しており、山口県国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>⑥びったりサービスにおけるサービス検索・電子申請機能とマイナポータルのお知らせ機能を利用し、オンラインで書類の受入及び通知</p> <p>2. 介護保険料収納管理関連業務【収納課管理担当】</p> <p>①介護保険料の徴収管理 被保険者の所得等に応じて賦課された介護保険料の徴収管理事務を行う。</p> <p>3. 介護保険料滞納整理関連業務【収納課収納担当】</p> <p>①介護保険料の滞納整理 被保険者の所得等に応じて賦課された介護保険料を滞納している個人及び法人(以下「滞納者」という)に対し、納税折衝、催告、調査、滞納処分等を行う。</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、介護認定審査会支援システム、総合行政(収納消込・滞納整理)システム、統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能、マイナポータル申請管理、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル、収納消込情報ファイル、滞納整理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二93、94、95の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山口市健康福祉部介護保険課、山口市総務部収納課
②所属長の役職名	介護保険課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山口市健康福祉部介護保険課、総務部収納課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 介護保険課 083-934-2795 収納課 083-934-2739

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	介護保険課長 網田 誠、収納課長 山崎 輝彦	介護保険課長 網田 誠、収納課長 濱田 和昌	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_②事務の概要【1. 介護保険関連業務(資格・賦課・給付)】	1. 介護保険関連業務(資格・賦課・給付)【介護保険課】 (略) ④保険給付 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。	1. 介護保険関連業務(資格・賦課・給付)【介護保険課】 (略) ④保険給付 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。 ⑤保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では「⑤保険者事務共同処理業務」を山口県国民健康保険団体連合会(山口県国保連合会)に委託をして事務を実施しており、山口県国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事前	
平成29年7月1日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_③システムの名称	介護保険システム、介護認定審査会支援システム、総合行政(収納消込・滞納整理)システム、統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、介護認定審査会支援システム、総合行政(収納消込・滞納整理)システム、統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	事前	
平成29年3月21日	II しきい値判断項目_1. 対象人数いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年3月21日	II しきい値判断項目_2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_②事務の概要【1. 介護保険関連業務(資格・賦課・給付)】	1. 介護保険関連業務(資格・賦課・給付)【介護保険課】 (略) ⑤保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では「⑤保険者事務共同処理業務」を山口県国民健康保険団体連合会(山口県国保連合会)に委託をして事務を実施しており、山口県国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	1. 介護保険関連業務(資格・賦課・給付)【介護保険課】 (略) ⑤保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では「⑤保険者事務共同処理業務」を山口県国民健康保険団体連合会(山口県国保連合会)に委託をして事務を実施しており、山口県国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 ⑥ぴったりサービスにおけるサービス検索・電子申請機能とマイナポータルのお知らせ機能を利用し、オンラインで書類の受入及び通知	事前	
平成31年3月29日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_③システムの名称	介護保険システム、介護認定審査会支援システム、総合行政(収納消込・滞納整理)システム、統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	介護保険システム、介護認定審査会支援システム、総合行政(収納消込・滞納整理)システム、統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	介護保険課長 網田 誠、収納課長 濱田 和昌	介護保険課長、収納課長	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_1. 対象人数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月31日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_③ システムの名称	介護保険システム、介護認定審査会支援システム、総合行政(収納消込・滞納整理)システム、統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能	介護保険システム、介護認定審査会支援システム、総合行政(収納消込・滞納整理)システム、統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能、マイナポータル申請管理、申請管理システム	事前	
令和5年1月31日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	(省略) (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二93、94、95の項	(省略) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二93、94、95の項	事後	
令和5年1月31日	II しきい値判断_1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	
令和5年1月31日	II しきい値判断_2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	